

## 越前町公共工事の入札及び契約の適正化に関する要綱

平成17年2月1日

訓令第26号

改正 平成27年4月1日訓令第27号

平成29年3月28日訓令第1号

令和4年3月31日訓令第4号

(目的)

第1条 越前町が発注する公共工事の入札及び契約等について、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）に基づき、入札及び契約の過程等に関する情報の公表や適正な施工体制の確保のための現場点検等の措置を義務付けること等により、入札・契約の適正化を促進し、公共工事に対する住民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(基本原則事項)

第2条 公共工事の入札・契約等は、次の事項を基本原則として適正化を図る。

- (1) 入札・契約の過程、契約内容の透明性の確保
- (2) 入札参加者間の公正な競争の促進
- (3) 談合その他の不正行為の排除の徹底
- (4) 公共工事の適正な施工の確保

(情報の公表)

第3条 公表の内容については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 毎年度の発注見通しの公表

ア 対象とする工事は、当該年度に発注が見込まれる工事で、予定価格が130万円を超える全ての工事とし、閲覧に供する文書は、年度発注予定工事一覧表（様式第1号）による。なお、公表する内容は、公表する時点の予定であり、公表した後に変更又は追加がある場合は、直近の公表時期に公表事項の見直しの公表を行うものとする。

イ 公表の時期は、原則として毎年度4月、7月、10月及び1月の4回とする。ただし、特に必要と認めたときは、この限りでない。

- ウ 公表の方法は、掲示・閲覧又はインターネットを利用したの閲覧に供するものとする。（以下、公表文書の公表方法は同じ。）
- エ 閲覧期間は、当該年度の3月31日までとする。
- オ 公共の安全と秩序維持に密接に関連する工事であって、地方公共団体の行為を秘密にする必要がある工事については、公表除外工事とすることができる。
- カ 当該年度の工事に必要な土地等の取得が未了である工事、工事に必要な地元の関係者等との協議・調整や埋蔵文化財が未了である工事、災害発生直後等で緊急的に行う工事、補助事業等で国の認可が未了である工事等は、当該年度に発注が見込まれる工事に該当しない公共工事とする。
- (2) 設計額の事前公表
- ア 競争入札に付する工事及び工事に係る調査、設計、測量等の委託業務（以下「工事等」という。）については、原則として全て設計額を入札前に公表するものとする。
- イ 公表の方法は、一般競争入札及び公募型指名競争入札にあつては入札公告（様式第2号、様式第3号）に、指名競争入札にあつては指名通知（様式第4号）にそれぞれ設計額を記載するものとする。
- (3) 入札結果等の公表
- ア 入札結果の公表の対象は、競争入札に付した工事等で予定価格が130万円を超えるもので、入札結果一覧表（様式第5号）により公表するものとする。ただし、工事希望型一般競争入札に付した工事等で130万円を超えるものについては、入札情報サービスシステムにより公表するものとする。
- イ 予定価格は、入札結果一覧表において事後公表とし、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格は公表しない。なお、最低制限価格を下回った者があつた場合は、入札結果一覧表で「最低制限価格 失格」と記載する。
- ウ 競争入札に付した工事等で予定価格が130万円を超えるものに係る指名理由については、指名の理由の公表（様式第6号）により入札結果一覧表と併せて公表する。

エ 一般競争入札において、入札に参加させなかった者の名称及び理由についても一般競争入札参加資格認定者一覧表（様式第7号）により公表する。

（4） 契約内容の公表

ア 予定価格が130万円を超える工事等の請負契約を締結したときは、その契約内容を遅滞なく公表する。なお、議会に付すべき契約については、議会の議決が得られ次第、公表するものとする。

イ 契約内容の公表は、当該工事等の請負契約書の写しに、工事種別及び当該工事等の概要を記載した文書を添付して行う。

ウ 金額の変更を伴う変更契約を締結した場合は、当該工事等の変更契約書の写しに、工事種別及び当該工事の概要、変更の理由を記載した文書を添付して行う。

（適正な施行の確保）

第4条 公共工事の適正な施工の確保のため、受注者は次の事項を遵守して施行体制の適正化を図る。

（1） 公共工事については、一括請負を禁止する。

（2） 施工体制台帳の作成義務がある公共工事の受注者は、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。

（3） 発注者から、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制が台帳の記載に合致しているか否かの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

（4） 施工体系図の掲示については、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

（不正行為の排除の徹底）

第5条 入札及び契約等に関し不正行為があった場合は、次の事項による不正行為等に対する措置を行う。

（1） 発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に当該事実を通知しなければならない。

(2) 発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該工事の受注者である建設業者に次のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に当該事実を通知しなければならない。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項第3号、第4号、第6号から第8号までのいずれかに該当すること。

イ 適正化法第13条第1項若しくは第2項、建設業法第24条の7第4項、同条第1項若しくは第2項、建設業法第26条又は第26条の2の規定に違反したこと。

(3) 指名停止を行った場合の相手方の名称、理由、期間については、工事検査室において閲覧に供する。

(4) 専任配置技術者の専任制の確認については、契約締結前の確認に加え、現場への立入り点検を行っていく。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年2月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日訓令第27号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日訓令第1号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。



様式第2号(第3条関係)

○ 一般競争入札の場合(入札公告)

1 入札に付する工事

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 工 期
- (5) 使用する主要な資機材  
(特定調達の場合のみ)
- (6) 設計額

円(消費税及び地方消費税相当額は除く)

様式第3号(第3条関係)

○ 公募型指名競争入札の場合(入札公告)

1 入札に付する工事

- (1) 工事名
- (2) 事場場所
- (3) 工事概要
- (4) 工 期
- (5) 設計額

円(消費税及び地方消費税相当額は除く)

様式第4号(第3条関係)

○ 指名競争入札の場合(指名通知)

指名競争入札の参加について

下記のとおり入札に付することになりましたので、入札条件等をご承知の上、入札に参加願います。

記

- |   |       |                             |
|---|-------|-----------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 工 事                         |
| 2 | 工事場所  | 線                           |
|   |       | 地係                          |
|   | 町     |                             |
| 3 | 設計額   | 円(消費税及び地方消費税相当分は除く)         |
| 4 | 契約条件  | 越前町財務規則及び越前町工事請負契約約款その他特約事項 |
|   | 以下省略  |                             |



様式第5号(第3条関係)

入札結果一覧表

執行日時	.....			場 所	
工事名等				入札執行人	
				入札立会人	
設計額等 (税 抜)				予 定 価 格 (税込)	
				(最低制限価格(税抜き))	
個 所	.....			契 約 方 法	
入札結果(千円)				入札参加者	
番号	第1回	第2回	決定事項	許可番号	商号又は名称/所在地
1				/	
2				/	
3				/	
4				/	
5				/	
6				/	
7				/	
8				/	
9				/	
10				/	
11				/	
12				/	

様式第6号(第3条関係)

指名の理由の公表

1 対象工事名

2 入札年月日

3 工 種

選考基準	評価項目	対象業者数

その他の選考基準については、工事の発注事情等を考慮の上決定すること。

